

福島市議会パブリック・コメント実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリック・コメントに関し、必要な事項を定めることにより、福島市議会（以下「議会」という。）が条例や政策等（以下「政策等」という。）を策定するに当たり、市民等と情報を共有しながら多様な意見又は専門的知識等を広く求め、市民参加の機会を確保することにより「市民参加の推進」と「市民に開かれた議会」の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「パブリック・コメント」とは、議会が政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する議会の考え方を公表する一連の手続きをいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) その他パブリック・コメント制度に係る政策等に利害関係を有する者

（対象）

第3条 議会は、次に掲げる政策等について、パブリック・コメントを実施することができる。ただし、法令に基づくもの、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 議会が策定した基本方針又は基本的な事項を定める条例の制定若しくは改廃
- (2) 前号に定めるもののほか、制度の趣旨に照らし、パブリック・コメントを実施する必要があると認めるもの

（公表の時期）

第4条 議会は、パブリック・コメントを実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その政策等の素案を公表するものとする。

2 議会は、前項の規定により政策等の素案を公表するときは、素案を作成した趣旨、目的、その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表の方法）

第5条 議会は、前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 議会事務局、市民情報室、各支所、茂庭・大波出張所、各学習センター及び市民活動サポートセンターでの閲覧
- (2) 市議会のホームページへの掲載
- (3) 市議会だよりへの掲載

2 議会は、前項の規定によるほか、必要に応じ次に掲げる方法を活用して、政策等の素案の公表について、広く市民等に周知されるよう努めるものとする。

- (1) 説明会の開催

- (2) 報道機関への発表
 - (3) 市の発行する広報紙への掲載
 - (4) 印刷物の配布
 - (5) その他必要と認める方法
- 3 前条の規定による公表を行う場合は、意見の提出先、提出方法、提出期限等必要な事項を提示するものとする。
- 4 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、活用する公表方法のすべてにおいて公表資料等全体を公表する必要はないものとする。その場合にあつては、政策等の案及び概要と公表資料等の入手方法を明確にしなければならない。
- 5 市民等が意見を提出するために必要な期間等を勘案し、政策等の素案の公表期間及び意見の提出期間は、原則として1ヶ月以上とする。

(意見の提出方法)

第6条 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 電子メールによる意見の提出の場合は、市議会ホームページお問い合わせメールフォームを使用するものとし、その際の意見の書式及び受付条件は、次のとおりとする。

- ① 件名
- ② 住所 (法人その他の団体にあつては所在地とする)
- ③ 氏名 (法人その他の団体にあつては名称、及び代表者氏名とする)
- ④ 意見本文
- ⑤ 電話番号

(2) 書面による意見の提出の場合の意見の書式及び受付条件は、次のとおりとする。

- ① 件名
- ② 住所 (法人その他の団体にあつては所在地とする)
- ③ 氏名 (法人その他の団体にあつては名称、及び代表者氏名とする)
- ④ 意見本文
- ⑤ 電話番号

2 電話又は口頭での意見及び前項の受付条件に著しい不備等があるものについては、意見として取り扱わないものとする。

(意見の提出先)

第7条 意見の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 書面による提出の場合は、議会が閲覧場所と指定した場所
- (2) 郵便又はファクシミリによる提出の場合は、市議会事務局
- (3) 電子メールによる提出の場合は、市議会ホームページのお問い合わせメールフォーム

2 議会は、意見を提出した市民等の氏名等を公表する場合には、政策等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。

(意見の取扱い)

第8条 議会は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

2 議会は、提出された意見及び提出された意見に対する議会の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 議会は、提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第9条 議会は、パブリック・コメントを実施している案件について、その一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見の募集期間、政策等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(意見及び一覧の公表)

第10条 第5条第1項及び第2項の規定は、前条に規定する公表について準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。